

## 議第37号

### 三島市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案

三島市税賦課徴収条例（昭和26年三島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第33条の6第1項中「においては」を「には」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第3条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第5条の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第5条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

## 附 則

**第1条** この条例は、令和元年6月1日から施行する。

**第2条** 改正後の三島市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第33条の6並

びに附則第3条の4及び第5条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第33条の6第1項及び附則第5条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第33条の6第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第5条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は三島市税賦課徵収条例の一部を改正する条例（令和元年三島市条例第 号）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の三島市税賦課徵収条例附則第5条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

3 新条例附則第5条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納稅義務者がこの条例の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後的地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納稅義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前的地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

令和元年5月15日提出

三島市長 豊岡武士